

# 牛久市スポーツ推進事業バス運行内規

## (目的)

第1条 この内規は、牛久市スポーツ推進事業バス（以下「バス」という。）の使用管理に関して必要な事項を定め、これが円滑適切な運行を行うことを目的とする。

## (使用者の範囲)

第2条 バスを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 牛久市スポーツ協会本部
- (2) 牛久市スポーツ少年団本部
- (3) 牛久市スポーツ協会に加盟する競技種目別の専門部等の団体
- (4) 牛久市スポーツ少年団に加盟する単位団
- (5) 学校部活動の地域展開に伴い、うしく地域クラブとして認定を受けた団体
- (6) その他教育長が認めたもの

## (使用目的)

第3条 バスは、前条に定める使用者が次の各号に掲げる事業等の実施を目的とする場合に使用することができる。

- (1) 使用者が主体として実施するスポーツ交流事業またはスポーツ研修
- (2) 使用者が参加するスポーツ大会への送迎
- (3) その他使用者が参加するスポーツ交流事業またはスポーツ研修

## (使用者の責務)

第4条 使用者は、バスの安全な運行を阻害するような行為をしてはならない。

## (運行基準)

第5条 バスの運行基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) バスの使用回数は原則として、第2条に定める使用者毎に年度あたり2回とし市バスの利用のみとする。そのため空き状況によっては配車ができない場合があり利用を保証するものではない。なお、第2条に定める使用者において男女それぞれのチームがある場合には、それぞれ年度あたり2回の利用をすることができる。ただし、地区のスポーツ大会予選を経て出場する県大会以上のスポーツ大会参加のために使用するときは、この限りでない。
- (2) 宿泊を伴う運行は原則として、実施することが出来ない。ただし、前号「ただし書き」による利用の場合は、スポーツ推進課と協議し、教育長が必要と認めた場合、1日目の車両費は市負担、2日目以降の車両費は団体負担とする。
- (3) 1日のバスの基準運行時間は原則午前6時（出庫準備含む）から午後7時（車庫帰着）までの13時間以内とし、1日の走行距離及び運転時間は、原則400km以内（往復）かつ9時間以内とする。ただし、出場するスポーツ大会開催地、試合開始時間によってはこの限りではない。
- (4) 使用者の自己都合による使用の取消しによりキャンセル料が発生した場合は、使用者の負担とする。ただし、屋外スポーツ大会において天候や主催者都合により中止となった場合はこの限りでない。使用のキャンセルについては使用者が直接利用バス会社に連絡を取り、その後スポーツ推進課にキャンセルしたことを報告する。

(費用負担)

第6条 バス利用に際しての団体負担は次のとおりとする。

- (1) 高速道路利用料金
- (2) 燃料代金
- (3) 有料駐車場料金
- (4) 宿泊を伴う際の宿泊費
- (5) その他バス利用規定料金以外のバス運行に必要な料金

(使用許可申請)

第7条 バスを使用する団体の責任者は、使用予定日の1か月前までにスポーツ推進事業バス使用許可申請書(様式第1号)により、教育長に使用許可申請をしなければならない。ただし、地区のスポーツ大会予選を経て出場する県大会以上のスポーツ大会参加のために使用するときはこの限りでなく、出場が決まり次第速やかに申請を行うものとする。

2 スポーツ推進事業バス使用許可申請時には、次の(1)から(3)に掲げる書類及び(4)から(6)のうち必要となる書類を提出する。

- (1) 乗車するすべての人の名簿
- (2) 行程表
- (3) 乗車するすべての人が加入した保険証券の写し(集合から解散までの事故に対応できる保険)
- (4) 参加する大会の要項及び予選会の結果
- (5) 参加する研修会等がわかる書類
- (6) その他教育長が必要と指定した書類

(使用許可)

第8条 教育長は前項に規定する使用許可申請書が提出された時は、速やかにその内容を審査し、適当だと認めるときは、スポーツ推進事業バス使用許可書(様式第2号)により使用を許可するものとする。

(使用日の変更・中止の報告)

第9条 使用者は、使用許可を受けた後に使用日、乗車人員若しくは行程の変更又は使用の中止が生じた場合は、速やかにスポーツ推進事業バス使用変更報告書(様式第3号)により、教育長に報告しなければならない。

(使用中の事故等の報告)

第10条 バスの使用中において、事故等緊急事態が発生した場合には使用団体責任者は、直ちに教育長に報告しなければならない。

(実施報告)

第11条 使用者は、バスの使用后7日以内にスポーツ推進事業バス使用実施報告書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この内規に定めるもののほか、バスの運行について必要な事項は別に定める

- (1) バス乗車人員は、定員の1/2以上とする

## 附 則

### (施行日)

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、令和8年4月1日から施行する。

### 【第5条第1項の運用基準】

- ・予選会の無い県大会（交流大会、交歓大会等）については、上の大会（関東、全国）があるものに限り第5条第1項ただし書きの適用とする。それ以外は適用しない。
- ・市バスの申請が3か月前から始まっているため、その時点で配車ができない可能性がある。その場合は日程を変更するか申請を取り下げるか申請団体が判断を行うものとする。